政令第九十一号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項及び第七十一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲）

第二十三条の二　法第七十一条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三及び第一条の四中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十四号」を「第百七十八号」に改め、第六十九号を削り、第七十号を第六十九号とし、第七十一号から第七十三号までを一号ずつ繰り上げ、第七十四号を削り、第七十五号を第七十三号とし、第七十六号から第百三十四号までを二号ずつ繰り上げ、第百三十五号を削り、第百三十六号を第百三十三号とし、第百三十七号から第百三十九号までを三号ずつ繰り上げ、第百四十号及び第百四十一号を削り、第百四十二号を第百三十七号とし、第百四十三号から第百五十一号までを五号ずつ繰り上げ、第百五十二号を削り、第百五十三号を第百四十七号とし、第百五十四号から第百五十七号までを六号ずつ繰り上げ、第百五十八号を削り、第百五十九号を第百五十二号とし、第百六十号から第百六十二号までを七号ずつ繰り上げ、第百六十三号を削り、第百六十四号を第百五十六号とし、第百六十五号から第百八十四号までを八号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

百七十七　農業水利施設保全管理推進交付金

百七十八　国産農産物生産・供給体制強化対策交付金